

利用適正化計画の検討項目について

(1) 利用調整を行う区域

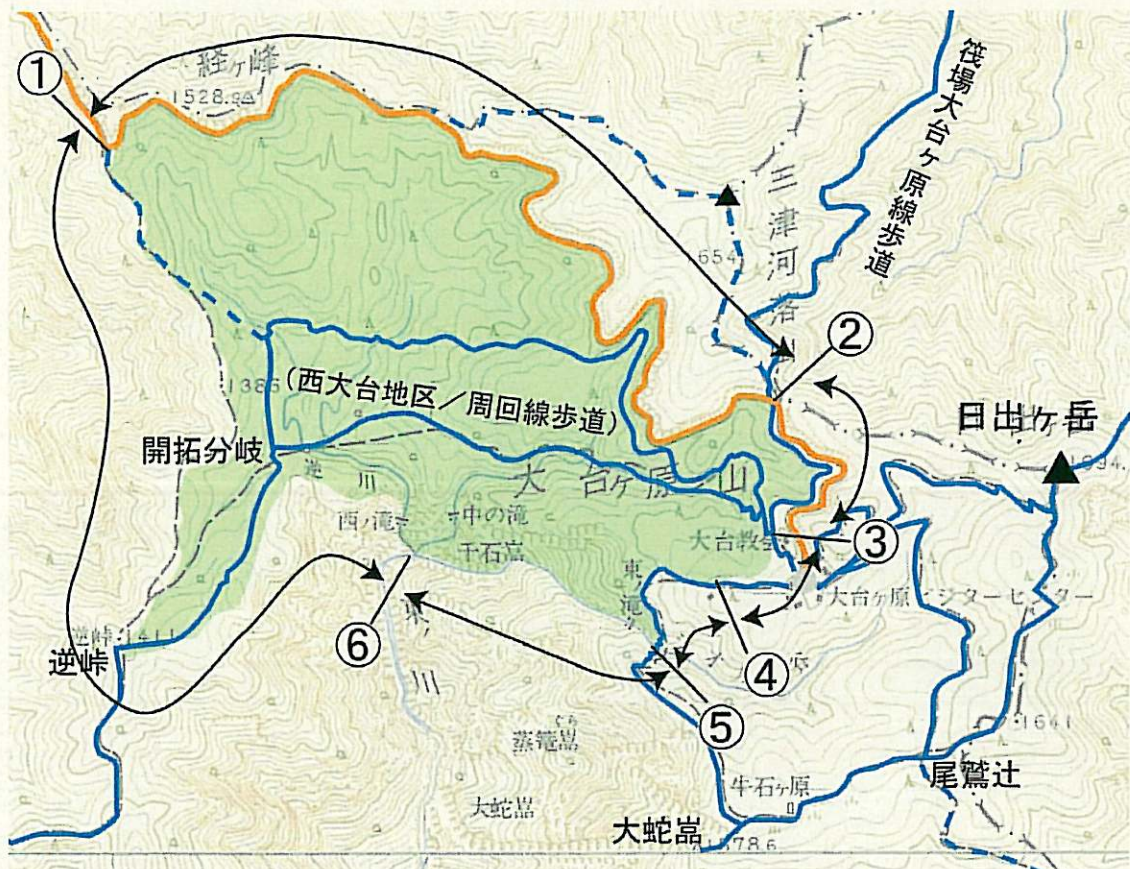
(基本的考え方)

- 西大台地区の核心的な自然環境を有する地区。
- より質の高い自然体験を享受することが可能（完全な利用禁止ではない）。
- 利用者の出入りをコントロールし、適切に管理することが現実的に可能。

特別保護地区かつ環境省所管地である下図に示す範囲を設定する。

奈良県吉野郡上北山村小椽の一部（面積：約 450ha）

- ①～⑥ 土地所有界 ⇒ 国有地と民有地・村有地の境界（東ノ川～逆峠～経ヶ峰）
- ⑥～⑤ 河川敷（除）界 ⇒ 東ノ川右岸
- ⑤～④ 道路（歩道）敷（除）界 ⇒ 大台ヶ原周回線歩道を除く
- ④～③ 土地所有界 ⇒ 国有地（環境省）と県有地の境界
- ③～② 道路（歩道）敷（除）界 ⇒ 筏場大台ヶ原線歩道を除く
- ②～① 道路（車道）敷（除）界 ⇒ ドライブウェイを除く



## ■課題

- 現地にて境界線を確認した上で、境界管理のための柵、制札等を必要に応じて設置することとする。
- ドライブウェイ北側（三津河落山斜面）については、将来的に区域を拡張することも含めその取扱いについて継続的に対策・検討を行うこととする。

## （２）対象とする期間

### （基本的考え方）

- 大台ヶ原の利用は、アクセス道路であるドライブウェイ（県道）の開通期間にほぼ一致することから、同一の期間を対象とする。

ドライブウェイ開通期間にあたる毎年４月から１１月末の間で年度毎に定める。

- \* 期間内は終日、規制の対象とする。
- \* 年度毎の対象期間は、ドライブウェイの状況や毎年の利用実態等を勘案して定めることとする。



### (3) 利用人数の適正化の方法

#### (基本的考え方)

- 認定基準や注意事項等として定められるルールの遵守と、人数の上限設定等の一定のコントロールによる利用人数の適正化により利用調整を行う。

「1日あたりの総利用者数の上限」. 1)と「1団体あたりの人数の上限」. 2)を設定することにより、特定の時期における利用の集中を緩和し自然環境の荒廃を防ぐとともに、豊かな自然を体験するにふさわしい静寂性の確保を目的とし適正な利用密度へ誘導する。

#### 理由)

- 今後の利用負荷の増大により、西大台地区の原生的な自然環境が深刻な影響を受けるおそれがある。また、特定の時期への利用者の集中によって、踏み荒らし、歩道の複線化等の問題が生じていると考えられ、西大台地区における利用者数の抑制を図るとともに、利用の集中を緩和することが必要である。

#### 1) 1日あたりの総利用者数の上限

1日あたり総利用者数の上限を設定し、利用時期の分散（土日祝日から平日へ）、年間を通した利用人数の平準化を図る。設定人数については、前年度の利用状況調査の結果等（モニタリング結果）をもとに協議会において年度ごとに定める。

- \* 当面の対応として、現状（17年度の利用状況調査による）をもとに、1日あたり人数の上限を設定する。
  - ・ 極端に集中している土日祝日の利用者数を抑制する。  
（年間を通して100人を超える日が10日程度あることから、まず極端な集中による悪影響を回避する。）
  - ・ 平日は年間を通して20人を超える日が少なく、原生的な雰囲気と静寂が確保されている。17年度の利用状況調査の結果では、トータルで1日平均入り込みは約25人であった。
  - ・ GW、夏季、秋期を中心に、祝休日ほどではないが、平日でも比較的多い日がある（30～70名程度）
- \* 初年度（19年度）の人数上限（1日あたり）については、おおむね以下の方向で検討していく。
  - 繁忙期（GW、夏季、秋期等）の土日祝日： 100人程度
  - 繁忙期の平日、繁忙期以外の土日祝日： 40～50人程度
  - 上記以外の平日： 20～25人程度

## 2) 1グループあたりの人数の上限

1グループの人数の上限を10名までとする

理由)

- 一時に大人数が利用することによる自然環境への影響を抑える。
- 静閑な雰囲気の中で大台ヶ原の自然を味わうことができ、また無理なくガイドの説明などを聴くことができる人数とする。

### ■課題

- 特定の時間帯における集中を避けるため、時間帯別の上限を設定することや、区域ごと、利用形態ごと（周回歩道利用、登山利用等）に利用者数の上限を設定することなど、今後検討していく。

#### (4) 利用方法に関する規定

##### 1) 認定手続き

立入りを希望する者は、事前に認定申請を行う（認定事務は指定認定機関が行う。認定手続きのため手数料（上限 1000 円）を徴収。

原則として当日、立入り前にビジターセンターに必ず立ち寄り、氏名等の確認を受けた上で事前レクチャーを受講する。

受講後、「認定済個票」（仮称、「認定証」とは別。）の貸与を受け、利用調整地区内において立ち入る際は、体の一部に身につけるなど他者から判別できるようにする。

指定認定機関は、認定の際、禁止行為や安全面での諸注意などについて周知徹底するとともに、大台ヶ原の自然・歴史等に関する情報をあわせて提供する。

##### 理由)

- 利用マナーの徹底を図るとともに、利用の安全性を確保するために、事前レクチャーを義務づけることが必要である。
- より質の高い利用を推進していくためにも、大台ヶ原の自然・歴史・文化についてのレクチャーの実施が必要である。

- \* 同一年度において再度立入り申請を行う者に関しては、事前レクチャーの受講を免除することも可能とする（ただし本人確認は必要。）。
- \* 認定証は、団体のみの場合複数名分まとめて発行されることから、立入りにあたって認定済者であることを識別するための「認定済個票」を貸与する必要がある。

##### ■課題

- 通過登山者等の対応。手続きの方法等について別途検討する。

※小処温泉からの登山者、登攀者等の手続き  
原則として事前申請。

※経ヶ峰方面からの登山道の取扱い  
隣接山林の管理等のほか西大台へのアクセスとしての利用もある。

## 2) ガイド等の同行

立入り者は、大台ヶ原の自然や文化を理解し、一定程度以上の登山の技術等を身につけていなければならない。

より質の高い利用を提供するため、大台ヶ原の自然や文化などを熟知した者が同行することが望ましい。

理由)

○ 利用マナーを徹底し、安全性を確保するとともに、利用者により質の高い体験を提供するためには、大台ヶ原の自然を熟知したガイドの同行が効果的である。

\* 大台ヶ原の自然等を熟知した者の随行を推奨する。

\* 利用者全員へのガイド同行を視野に入れるが、現状では、大台ヶ原におけるガイド制度が未整備である。

\* ガイド制度の整備と人材育成を促進すべく関係機関間において協議していく。

## (5) 管理運営体制

### 1) 認定事務など

指定認定機関は地域に精通し、継続性・公平性を有した団体を指定する。

立入りの申請は、原則として事前受付とする（郵送または電子申請）

理由)

○ 認定事務の管理運営については、地域に精通した組織が事務を行うことが適切である。

- \* 地元の団体等を「指定認定機関」とする。
- \* 認定の受付事務は、指定認定機関の所在地において行う。指定認定機関は、認定者の名簿等必要な情報を大台ヶ原ビジターセンターに連絡する。
- \* 申請を受けた者から認定事務手数料（上限 1000 円）を徴収し、事務の運営費用にあてる。
- \* 受付期間（申請の開始期日・終了期日）を設定する。
  - ・ 繁忙期（GW、秋期等） 3ヶ月前から1ヶ月前まで。（抽選による選考）
  - ・ 平常時（上記以外） 3ヶ月前から2週間前まで。（先着順）

（人数の上限に達した場合）

- \* 基準に適合している者から認定者を決定し、認定証を郵送する。
- \* 基準に適合しなかった者および選考から漏れた者に対しては認定されない旨の通知を行う。

（上限に達しなかった場合）

- \* 申請内容が認定基準に適合している者に対し認定証を郵送する。
- \* 特定の団体等による独占を防止する。
- \* 申請時点で全員の氏名等を記載させる。（枠の独占等のための代理者等による申請は認めない。）
- \* 認定の際、立入り前にビジターセンターにおいて確認を行うとともにレクチャーの受講が必要である旨、伝達するほか、大台ヶ原に関する情報を提供する。

## 2) 巡視

環境省、大台ヶ原ビジターセンターを中心に巡視体制を確立する  
協議会構成員はそれぞれの役割に応じ実施に協力する

理由)

- 利用調整の徹底を図るため、環境省が主体となって、巡視等を行う必要がある。
- \* 環境省が主体となり、ビジターセンターを拠点として、効果的・効率的な巡視体制の確立を図る。
- \* 協議会構成員は、役割に応じてこれに協力する。
- \* 手続きを行わない立入り者に対しては適切に対処する。
- \* 協議会全体の取組みとして、年に数回の合同パトロールの実施などについて検討を行う。

### ■課題

- 認定事務経費について、指定認定機関の安定的な運営を確保するため、支援方策を検討する。



## (6) モニタリング及びその他

大台ヶ原自然再生評価委員会は、西大台地区の自然環境についてのモニタリング調査の結果に基づき、西大台地区利用適正化計画の効果に関する評価・検討を行う

### 理由)

- 利用調整の効果について検証し、適切な見直しを行うために、モニタリング調査に基づいた評価・検討が必要である。
  
- \* 大台ヶ原自然再生推進計画における自然環境調査の一環として、西大台地区の自然環境の状況に関する調査を継続的に実施し、また、これまでに蓄積されたデータ等を活用しながら、西大台地区利用適正化計画の効果について、年度毎に評価・検討を行う。
- \* 評価・検討の結果、必要がある場合には、西大台地区利用適正化計画について見直しを行うこととする。

### <その他>

- \* 西大台における利用調整地区指定の意義や内容についての情報発進を推進し、広く国民に対する普及啓発を図る。
- \* 利用調整地区の運営・管理に関して必要な施設等について検討し、適切な整備を推進する。

## (7) 注意事項

省令において定める以下の事項のほか、利用調整地区ごとに注意事項を定めることが可能。

### 特別保護地区における規制

#### ○自然公園法第十四条

- 一 前条第三項第一号から第六号まで、第八号、第九号、第十二号及び第十三号に掲げる行為
  - 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
  - 二 木竹を伐採すること。
  - 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
  - 四 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
  - 五 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
  - 六 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その

- 他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 八 水面を埋め立て、又は干拓すること。
  - 九 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
  - 十二 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
  - 十三 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。
  - 二 木竹を損傷すること。
  - 三 木竹を植栽すること。
  - 四 家畜を放牧すること。
  - 五 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。
  - 六 火入れ又はたき火をすること。
  - 七 木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。
  - 八 動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
  - 九 道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - 十 前各号に掲げるもののほか、特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

#### 利用調整地区における禁止事項

##### ○自然公園法施行規則第十三条の四

- 三 イ 生きている動植物（食用に供するもの及び身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。
- ロ 野生動物に餌を与えること。
- ハ 野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
- ニ ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- ホ 球技その他これに類する野外スポーツをすること。
- ヘ 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。

## ○運用実施までのスケジュールと検討課題

### (審議会・告示等)

18年7月	利用対策部会（大台ヶ原自然再生評価委員会）
〃7～8月	関係行政機関協議（国の出先機関、所在地方自治体）
〃8～9月	パブリックコメント手続き
〃9～10月	関係省庁等との協議
〃11月頃	中環審自然環境部会
?	指定認定機関の募集 →機関の指定
19年1月	官報告示 （審議会事項（区域、期間等）、告示事項（人数、認定基準等））

### (次年度実施に向けた検討課題)

- ・ 区域の境界に関する事項
  - 柵、制札等の設置、境界確定、
  - 個別歩道の取扱い検討（経ヶ峰入り口等）
- ・ 認定・受付事務の詳細検討
  - 指定認定機関の指定（公募→環境省が指定）
  - 認定事務の実施計画検討
  - 事務取扱細則等の検討
- ・ モニタリング項目の検討（大台ヶ原自然再生評価委員会）
- ・ 巡視計画の策定
- ・ 関係機関への周知（通知、パンフレット、ポスター等）
- ・ 応答要領の検討（関係者の共通認識）